

自立支援医療（精神通院医療）とは

精神疾患の治療のため、外来通院を続ける必要のある方の医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です

精神疾患に関わる
外来診療・投薬・検査・デイケア・訪問看護などの
医療費の自己負担額を軽減できます

※ 精神疾患と関係のない疾患の医療費は対象外です
(生活習慣病、風邪、腰痛症、皮膚疾患など)



受給要件

- 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有すること
- 通院による精神医療を継続的に要する状態であること

症状がほとんどなくても、状態維持や再発防止目的の通院も対象となります

対象となる主な疾患

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 統合失調症 | <input type="checkbox"/> 不安障害、パニック障害 |
| <input type="checkbox"/> うつ病、躁うつ病などの気分障害 | <input type="checkbox"/> 知的障害、心理的発達の障害 |
| <input type="checkbox"/> アルコール、薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症 | <input type="checkbox"/> 認知症 |
| | <input type="checkbox"/> てんかん など |

自己負担額

申請が受理されると、**自己負担は1割負担** になります

さらに、**自己負担の上限** も設けられます（所得により上限額が設定）

☞ 上限額に達した場合、以降その月の窓口負担はありません

申請方法やその他の要件などはスタッフにお気軽にお尋ねください

指宿竹元病院